

## 西宮市指定地域密着型サービス等事業者が設置する運営推進会議等に関する指導要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、西宮市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第19号。以下「地域密着型サービス事業者指定基準条例」という。）第59条の17第1項（第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条、第190条又は第203条において準用する場合を含む。）の規定並びに西宮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年西宮市条例第18号。以下「地域密着型介護予防サービス事業者指定基準条例」という。）第39条第1項（第65条又は第86条において準用する場合を含む。）の規定に基づき設置する運営推進会議並びに地域密着型サービス事業者指定基準条例第39条第1項の規定に基づき設置する介護・医療連携推進会議（以下、「運営推進会議等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業を行う者（以下、「地域密着型サービス等事業者」という。）が実施する事業の適正な運営を確保し、もって介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 運営推進会議の設置主体は、次に掲げる地域密着型サービス等事業者とする。

- (1) 指定地域密着型通所介護事業者
- (2) 指定療養通所介護事業者
- (3) 指定認知症対応型通所介護事業者
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者
- (6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (9) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者
- (10) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
- (11) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

3 介護・医療連携推進会議の設置主体は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者とする。

### (運営推進会議の委員)

第2条 運営推進会議の委員の構成は、次の各号に掲げる者について当該各号に定める者とする。

- (1) 利用者及び利用者の家族 地域密着型サービス等事業者が当該事業を行う事業所（以下「当該事業所」という。）の利用者及び利用者の家族を代表する者として当該地域密着型サービス等事業者により選任された者
- (2) 地域住民の代表者 当該事業所の所在地を担当区域とする民生委員又は当該事業所の所在地地域の住民を代表する者として相当な者
- (3) 市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市長が定める者 西宮市健康福祉局職員、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援セ

ンターの職員、当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センター以外の地域包括支援センターの職員又は西宮市権利擁護支援者養成研修を修了し権利擁護支援者人材バンクに登録のある権利擁護支援者

(4) 当該事業所の事業について知見を有する者 運営推進会議を設置すべき当該事業所以外の市内他事業所の管理者、介護支援専門員、生活相談員等

2 当該地域密着型サービス等事業者は、前項各号に定める者（前項第3号及び第4号に定める者については、西宮市が指定する者。ただし、前条第2項第1号から第3号及び第9号に掲げる地域密着型サービス等事業者が設置する運営推進会議にあっては第3号に定める者のみ西宮市が指定する）に対し運営推進会議の委員への就任を依頼するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、当該地域密着型サービス等事業者は第1項各号に掲げる者とは別に同号に相当する者を運営推進会議の委員として選任することができるものとする。

(介護・医療連携推進会議の委員)

第2条の2 介護・医療連携推進会議の委員の構成について、前条第1項を準用する。さらに地域の医療関係者として、医師会の医師等又は地域の医療機関の医師若しくは医療ソーシャルワーカー等を構成員に加えるものとする。

2 当該地域密着型サービス事業者は、前項に定める者（前項において準用する前条第1項第3号に定める者については、西宮市が指定する者）に対して介護・医療連携推進会議の委員への就任を依頼するものとする。

3 前条第3項の規定は、介護・医療連携推進会議について準用する。

(委員の任期)

第3条 第2条第1項に規定する運営推進会議の委員及び前条第1項に規定する介護・医療連携推進会議の委員（以下「委員」という。）の任期は、概ね1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 削除

3 当該地域密着型サービス等事業者は、第2条第2号による委員が転居等により担当区域の民生委員等の職を退職したときは、その退職委員の後任の者に対し委員の依頼をするものとする。

4 当該地域密着型サービス等事業者は、第2条第3号による委員のうち、西宮市健康福祉局職員にあっては介護保険に関する職務を離職したとき、地域包括支援センター職員にあっては当該地域包括支援センターの職務を離職したとき、権利擁護支援者にあっては同人材バンクへの登録の更新を行わなかったときは、その離職委員の後任の者に対し委員の依頼をするものとする。

5 当該地域密着型サービス等事業者は、第2条第4号による委員が異動又は退職等により委員就任時に勤務していた事業所の従業者でなくなったときは、その後任の者に対し委員の依頼をするものとする。

6 第3項から第5項の場合も含めて任期途中で委員が交代した場合、後任の委員の任期は前任の委員の残任期間とする。

(会議の運営)

第4条 運営推進会議等は、当該地域密着型サービス等事業者が委員を招集し開催するものとする。

2 当該地域密着型サービス等事業者は、運営推進会議にあっては概ね2月に1回以上（第1条

第2項第1号、第3号及び第9号に掲げる地域密着型サービス等事業者が設置する運営推進会議にあっては概ね6月に1回以上、第1条第2項第2号に掲げる地域密着型サービス等事業者が設置する運営推進会議にあっては概ね1年に1回以上)、介護・医療連携推進会議にあっては概ね6月に1回以上開催し、当該事業所の活動状況を報告しなければならない。

3 運営推進会議等は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことはできないものとする。

4 運営推進会議等の進行は、当該地域密着型サービス等事業者が行うものとする。

5 当該地域密着型サービス等事業者は、当該事業所の運営等に関し運営推進会議等から評価を受けるとともに、運営推進会議等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(意見の聴取)

第5条 当該地域密着型サービス等事業者は、運営推進会議等の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を運営推進会議等に出席させ、説明を求める又は意見を聴くことができるものとする。

(結果の報告)

第6条 当該地域密着型サービス等事業者は、第4条第2項の報告、同条第5項の評価、要望、助言等及び前条の説明又は意見についての記録を作成するとともに、当該記録を当該事業所の掲示板に掲示する等の方法により公表するものとする。

2 前項の公表は、利用者等の個人的なプライバシーに関わる情報を除くものとする。

3 当該地域密着型サービス等事業者は、第1項の記録及びその公表の結果を会議開催後1月以内に西宮市に対し書面により報告しなければならない。

(結果の閲覧及び謄写)

第7条 当該事業所の利用者、利用者の家族、利用予定者及び地域住民等は、前条第1項の記録の閲覧又は謄写を請求できるものとする。

2 当該地域密着型サービス等事業者は、前項の閲覧又は謄写を拒むことはできないものとする。ただし、利用者等の個人的なプライバシーに関わる情報で閲覧又は謄写請求者本人以外の情報はこの限りでないものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知ることができた個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 運営推進会議等の庶務は、当該地域密着型サービス等事業者において総括し、処理する。

(運営に関し必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他運営推進会議等の運営に関し必要な事項は、当該地域密着型サービス等事業者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。